

# 富山県中小企業家同友会 入会資格および退会等の申し合わせ

同友会は、入会や退会についても、また、行事への参加についても主体性を大切にし、会員の自主性を保証しています。また、入会資格は本会規約第4条(会員)により「本会の趣旨に賛同する中小企業家及び、これに準ずるものを作員とする。」と定めており、中小企業家であれば、その企業の規模、業種、資本金などに関わりなく入会できることになっています。

しかし、同友会が発展し、中小企業家の要望に応えた多面的な活動が広がり、社会的認知度も高まるようになると、中小企業家ののみならず、様々な方々の入会希望が出てくるようになります。このことは、会の発展を示す上で重要なことですが、同友会の理念と3つの目的、自主的・民主的な中小企業の経営者団体としての性格から考えて、整備すべき事項も生まれています。

以上にもとづき、入会の資格及び退会について下記のような基準を設けることとします。

## 入会資格および入会手続き（〔規約〕第4条【会 員】より）

**資格：**本会の趣旨に賛同する中小企業家およびこれに準ずる者を作員とします。

**入会：**入会は、会員1名以上の推薦を得て申し込み、理事会の承認を得ます。

入会時、入会金20,000円および会費は月6,000円（2025年7月以降8,000円）とし、

3カ月分毎の前納とします。月会費は総会で決定します。

**退会：**退会は理事会に退会届を提出し、その承認を得ます。

### 1. 本会の趣旨に賛同するとは

富山同友会の規約に賛意を示されることを意味します。

### 2. 中小企業の範囲

1) 量的には規模の上限は定めず、下限は「組織的な運営をめざす人」です。

中小企業基本法の規定を含みますが必ずしもそれにこだわりません。上場の中堅中小企業も含まれます。

2) 質的には、・資本構成からみて、大企業の子会社でないこと。

役員人事や資本構成からみて、大企業の支配下にある会社でないこと。

ただし、上記の経営者の中で同友会の趣旨をふまえ、中小企業の活路を積極的に切り拓くために必要な経営者を、理事会の賛同で選ぶことができます。

### 3. これに準ずるものとは

1) 同友会は、中小企業の経営者個人が自主的に加入する経営者団体です。企業の後継者を除き、原則として企業の役員（取締役）でない従業員は入会できません。

2) 独立して経営を行う専門家

例えば、弁護士、公認会計士、社会保険労務士、司法書士、および著述家、芸術家等の自由業等

3) 民間の研究所、協同組合、学校、病院等の経営者、NPOのリーダー

#### 4. 入会資格を有しない場合

- 1) 原則として大手企業の子会社の性格を有し、入会することで既会員の自主性・発言が影響されると思える企業。また、大手企業の支店・支社・工場等及び営業所の長。ただし、その場合でも以下によるものは入会を認めることもある。
  - ①入会資格の基準は、本人の社内での「実質的立場」を十分考慮し判断する。
  - ②上記の「実質的立場」の基準は下記の通りとする。
    - イ その企業の決済権を持っている人。
    - ロ 経営に参画し、また裁量権限のある人。
    - ハ 支店、事業所を管理する権限を持っている人。
  - ③入会申込にあたっては、個人の意志と合わせて「企業の承認」を得ているかどうかを確認する。
- 2) 大手企業の役員
- 3) 後継者を除く社員
- 4) 現職の議員（国会、地方議会を問わず）  
尚、会員で選挙に立候補し、議員になるとともに経営者でもある場合は、同友会の役にはつかないようにします。
- 5) 金融機関
- 6) 宗教団体、政治団体等
- 7) 社会または公序良俗に反する企業の経営者

#### 5. 退会

- 1) 退会しようとするものは、所定の文書で届け出るものとします。
- 2) 会員より退会届が提出された場合は、所属該当支部及び推薦者に通知の上、理事会に報告するものとします。倒産した場合は、速やかに、本人の入会継続の意思確認をします。
  - ①本人の意思確認が出来ない場合は、本人の代理人又は管財人に、受取人証明付退会届、並びに会費請求書を郵送します。
  - ②理事会、並びに三役支部長会は退会申請書、並びに会費納入、請求状況を確認し、承認します。

#### 6. 再入会

退会後1年以内に再入会の場合は、入会金を免除します。但し、退会月までの会費の納入が行われていることが条件となります。

#### 7. 除籍する場合

次の各項のいずれかに該当する場合、理事会の承認を得て除籍できます。

- ①著しく会の事業を阻害もしくは名誉を傷つけた場合
- ②原則として1年以上会費を滞納した場合

上記とは別に、会員資格に疑問があつたり、上記申し合せでも判断しにくい場合は、三役支部長会が判断をして処置を検討し、必要がある場合には理事会に提案し、決定します。